

仕様明細

Trellix社製

製品名	更新型番	有効期限	本数
Trellix Endpoint Essentials Cloud 1年 または Trellix Endpoint Essentials Hybrid 1年	EPESCECE-AA-DA または EPESHECE-AA-DA	2026年10月1日～ 2027年9月30日	4,471

更新対象ライセンス承認番号

承認番号	有効期限	本数
17977306-NAI	2025年10月1日～ 2026年9月30日	4,468
17977306-NAI	2025年10月1日～ 2026年9月30日	7

○疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書でデジタル推進課長あて提出すること。

メールアドレス：digital@city.wakayama.lg.jp

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

ソフトウェアライセンスの利用に関する契約書

1	品名	ウイルス対策ソフト ライセンス更新
2	仕様（規格等）	Trellix Endpoint Essentials Cloud 1年 または Trellix Endpoint Essentials Hybrid 1年
3	単価	円
4	数量及び単位	4,471本
5	契約金額	円
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円
6	納入期日	令和8年10月1日
7	納入場所	和歌山市総務局総務部デジタル推進課

上記のソフトウェアライセンスの利用に関する契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正なソフトウェアライセンスの利用に関する契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 月 日

発注者 住所 和歌山市七番丁23番地

氏名 和歌山市
和歌山市長 印

受注者 住所

氏名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)及び仕様書(別添の内訳書、図面等をいう。以下同じ。)に基づき、かつ、法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書を内容とするソフトウェアライセンスの利用に関する契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、ソフトウェア(以下「ソフト」という。)を納入するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

4 この契約に係る訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所を第1審の専属的合意裁判所とする。

(納入期日及び納入場所等)

第2条 ソフトを納入する期日及び納入場所は頭書のとおりとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる債権及び債務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

(運搬費等の負担)

第4条 ソフトの納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(履行期間の延長)

第5条 受注者は、この契約及び取引上の社会通念に照らし受注者の責めに帰することができない事由により、納入期日までにソフトを納入することができないときは、速やかにその事由を記入した書面を提出し、発注者の承認を得て納入期日の延長をすることができる。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第6条 発注者は、受注者が納入期日までにソフトを納入しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額の年3パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。ただし、前条により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、発注者に生じた損害の額が違約金の額を超過するときは、発注者は、受注者に対して、その部分の損害賠償を請求することができる。

(監督)

第7条 発注者は、必要と認めるときは、随時受注者の契約履行状況を監督指導することができる。

(検査等)

第8条 受注者は、ソフトを納入しようとするときは、その旨をあらかじめ発注者に通知し、規格、数量等について発注者の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査の結果不合格と決定した場合は、受注者において発注者の指示する期日内にこれを取り替えて前項の規定に準じ発注者の再検査を受けなければならない。
- 3 前項の取替えによって生ずる損害は、すべて受注者の負担とする。
- 4 ソフトの引渡しは、受注者が第1項又は第2項の規定による検査に合格したときに行われたものとする。

(利用料の支払)

第9条 受注者は、前条の規定によるソフトを引渡し後、ソフトウェアライセンスの利用にかかる頭書の契約金額を、発注者に対して請求することができる。

- 2 発注者は、受注者から前項による適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して、30日以内に前金払いにより受注者に対して利用料を支払うものとする。
- 3 受注者は、発注者の責めに帰すべき理由により前項の規定による利用料の支払いが遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(有効期限)

第10条 発注者がソフトを利用することができる期間は、仕様書に定められている場合はその期間とする。

(危険負担)

第11条 ソフトの引渡し前に、発注者及び受注者双方の責めに帰することができない事由によってソフトの納入ができなくなったときは、発注者は、この契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 契約期間内に契約を履行しないとき又はその見込みがないとき。
- (2) 債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 本市職員の指示監督に従わず職務の執行を妨げたとき。
- (4) 契約事項に違反したとき。
- (5) 契約者として必要な資格が欠けたとき。

- 2 発注者が前項により契約を解除した場合において、契約保証金の納付がなく、又は契約保証金の額が契約金額の10分の1に満たないときは、契約金額の10分の1に相当する額又はその不足分を受注者から違約金として徴収する。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(暴力団等排除に係る解除)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあって

はその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2）受注者の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（3）受注者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（4）受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（5）受注者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6）受注者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（7）受注者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（受注者の解除権）

第14条 受注者は、発注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1）この契約の内容が変更したため契約金額が3分の1以下に減少したとき。

（2）発注者の責めに帰する理由により、ソフトを納入することができないと認められたとき。

（3）その他発注者が契約に違反したとき。

（暴力団員等からの不当要求に対する報告）

第15条 受注者は、この契約の履行にあたって、暴力団員又は暴力団関係者から不当要求を受けたときは、遅滞なく警察に通報するとともに、発注者に報告すること。その他必要な措置を講ずるようにしなければならない。

（紛争の解決）

第16条 この契約について発注者と受注者との間に質疑が生じたときは、発注者、受注者双方協議の上、決定する。

(談合等不正行為に係る発注者の解除)

第17条 受注者が次の各号のいずれかに該当したとき、発注者は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が発注者の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)を行った場合において、受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、受注者に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。)に入札等(見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関し行った行為について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を発注者に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約に関し、発注者と受注者間で訴訟の必要が生じた場合は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第19条 この契約の定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び和歌山市契約規則(平成15年規則第83号)によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。